

総務省統計局経済統計課

科学技術研究調査に係るフラスカチ・マニュアルへの準拠方針について

1. フラスカチ・マニュアルについて

フラスカチ・マニュアルは、経済協力開発機構（OECD）が、R&D（研究及び試験的開発）統計データの適切な国際比較のためのマニュアルとしてまとめたものであり、R&Dデータの収集と分析のためのガイドラインとして、R&D調査の国際標準※となっている。

※「このマニュアルは二つの部分から成る。第一部は、この序章の他に7章から成る。それらの章では、確立されたR&Dデータの収集と解釈についての勧告と指針が示される。そこで述べられる勧告に、すべての加盟国が従うことはできないかもしれないが、それらが目指すべき基準であることについてはコンセンサスが得られている。」（フラスカチ・マニュアル1.2.6から抜粋）

フラスカチ・マニュアルは、研究と試験的開発を対象として、そのインプット（投資）の測定を目的としており、統計データとしては、R&D人員とR&D支出が測定される。

2. 科学技術研究調査における取扱い

研究者や研究費等の定義をはじめ、分類方法や対象範囲等については、原則、フラスカチ・マニュアルに準拠することとするが、他のOECD加盟国でもフラスカチ・マニュアルへの準拠状況は様々であり、我が国の制度や記入者負担の軽減、これまでの結果との継続性を考慮し、調査項目によっては準拠していない場合があるが、対応は妥当である。具体的には別紙1「各国におけるフラスカチ・マニュアルとの主な相違点」及び別紙2「科学技術研究調査のフラスカチ・マニュアルへの対応状況」を参照。

各国におけるフラスカチ・マニュアルとの主な相違点

国名	研究費	科学技術分野 ※研究者の専門別内訳の分類に該当
フラスカチ・マニュアル	<p><費目別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常支出(人件費及びその他の経常支出)と資本的支出(土地及び建物、計器及び装置、コンピュータ・ソフトウェア)に区分。 ・資本的支出は年間総支出であり、減価償却によるべきではない。 ・付加価値税は除外。 <p><性格別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類は基礎、応用、試験的開発。 ・企業、政府、民間非営利、高等教育のすべてで適用。 ・研究費は経常支出のみ。資本的支出は除外。 <p><製品分野別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用は企業のみ。 ・研究費は経常支出のみ。資本的支出は除く。 ・分類は、国際標準産業分類 (ISIC) に相当するものによる。 <p><社会経済目的別></p> <p>政府、民間非営利で推奨。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6つの主要科学技術分野(自然科学、工学及び技術、医学、農業科学、社会科学、人文科学)を採用することが勧められる。 ・政府、民間非営利、高等教育で勧められる。
アメリカ	<p><費目別></p> <p>OECDへの報告データは推計値。 ※研究費のうち、固定資産については、減価償却費で収集。(NSF「2007SIRD調査票」による。)</p> <p><社会経済目的別></p> <p>データはない。</p>	<p><企業></p> <p>自然科学部門のみでデータが収集される。</p>
カナダ	<p><費目別></p> <p>最近のデータはない。</p> <p><性格別></p> <p>データはない。</p> <p><社会経済目的別></p> <p>データはない。</p>	<p><企業></p> <p>部門は、自然科学部門のみ。</p> <p><民間非営利></p> <p>R&D費については、自然科学部門と人文社会科学部門で収集。R&D人員については、自然科学部門のみ収集。</p>
イギリス	<p><性格別></p> <p>政府については、OECDの基本的な定義と相違はないが、細分類が「基礎」、「応用」のカテゴリーからなる。民間非営利については、内訳が推計されている。</p> <p><製品分野別></p> <p>調査している。2000年からはサービス分野が含まれている。</p> <p><社会経済目的別></p> <p>企業については、内訳はない。</p>	<p><全体></p> <p>元々、自然科学部門におけるR&D費のデータが中心であり、R&D人員と社会科学及び人文科学部門のR&D費データ収集は最近になってから始まった。</p> <p><企業、民間非営利></p> <p>分野を区分することができない。</p>
フランス	<p><性格別></p> <p>経常支出の内部使用研究費の代わりに内部使用研究費総額としている。政府については、内訳が不完全。</p> <p><社会経済目的別></p> <p>内訳はない。</p>	<p>企業、政府、高等教育、民間非営利において、自然科学部門と人文社会科学部門が一まとめになっており、区分できない。</p>
ドイツ	<p><性格別></p> <p>政府、高等教育については、1994年から内訳がない。</p> <p><社会経済目的別></p> <p>データはない。</p>	<p><企業></p> <p>2000年以降については、自然科学部門と人文社会科学部門をカバーしているが(内訳は利用不可能)、それ以前は自然科学部門のみ。</p> <p><政府、高等教育></p> <p>自然科学部門と人文社会科学部門に区分され、人文社会科学部門に教育科学、言語学、心理学が含まれる。</p>
日本	<p><費目別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税が含まれる。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理項目を調査する主要な基幹統計が税込みであること。 ・小規模企業は、基本的に税込み会計であること。 <p><性格別、製品サービス分野別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本的支出が含まれる。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究費総額のうち、性格別に、また製品・サービス分野別にいくらの研究費が投入されているか等の観点で分析するには、資本的支出も含めた研究費が必要。 ・製品・サービス分野別研究費については、各分野ごとに資本的支出を除くことは、記入者の負担が大きい。 <p><社会経済目的別></p> <p>対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に主要6分野を設けているが、企業等については、人文科学部門と社会科学部門は統合され区分できない。

(注) 各国の状況は、OECD R&D Sources and Methods Databaseに基づき記載。

※「準拠状況」について

「○」…FM完全準拠

「△」…今回変更することにより対応

「△」…FMと一部不一致

「×」…準拠することが困難

「要検討」…準拠するための方策の検討に時間を要す

科学技術研究調査の調査事項等		フラスカチ・マニュアルの区分	定義等	準拠状況	理由等
1	部門分類	FMでは次の5部門が識別(3.3.2.159)	※FM:フラスカチ・マニュアル ※科学:科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号		
	企業等	企業	◎科学の基本定義は、FMと同義。但し、調査実施上の観点から以下の点異なる。 資本金1000万円未満の会社を対象外としていること、産業分類で小売業や物品賃貸業等の一部の産業を対象外としている点で、FMと定義が異なる(3.4) 【FM】・主たる活動が、経済的に意味のある価格で公衆に販売する商品・サービスの市場生産を行うすべての会社、組織、機関。 ・主としてそれらにサービスを提供する民間非営利機関。 【科学】対象外の産業分類は次のとおり。 日本標準産業分類のうち、 ・大分類I 卸売業、小売業のうち小売業(中分類56~61) ・大分類J 金融業、保険業のうち中分類63協同組織金融業及び細分類6491政府関係金融機関 ・大分類K 不動産業、物品賃貸業 ・大分類L 学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類73広告業 ・大分類M 宿泊業、飲食サービス業 ・大分類N 生活関連サービス業、娯楽業 ・大分類O 教育、学習支援業 ・大分類P 医療、福祉 ・大分類Q 複合サービス業 ・大分類R サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類88廃棄物処理業、89自動車整備業、90機械等修理業、93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業	△	対象範囲は現行どおりとする。 ・会社規模の大きい資本金1000万円以上3000万円未満の会社の研究実施割合が0.8%、研究費割合が0.5%と小さいことから、より規模の小さい資本金1000万円未満の会社は、更に研究活動規模が小さいと推定できる。 ・平成17年産業連関表によると、現行、対象となっていない産業の企業内研究開発の額は、全体の額の1%未満であり、研究活動規模も小さい。 以上のことから、より研究活動規模が大きく、結果への影響も大きい企業の標本を確保し、全体結果の精度上げるために対象外としている。 ・医療については、既に大学医学部付属病院(大学等)や医療系研究機関、国・公立病院(非営利団体・公的機関)といった研究実施割合の高い医療関係機関を調査対象としている。 ・政党や宗教団体については、その主目的が研究ではないことが明らかであり、行っていたとしても極めて少ないと考えらるることから、対象としない。
	公的機関	政府	○科学では、研究を主としている組織を対象としている点で、FMと異なる(3.5) 【科学】人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする国・公営の研究機関、特殊法人等、独立行政法人(企業等及び大学等に含まれるものを除く。)	○	
	非営利団体	民間非営利	○科学では、研究を主としている組織を対象としている点で、FMと異なる(3.6) 【科学】人文・社会科学、自然科学等に関する試験研究又は調査研究を行うことを目的とする営利を目的としない民間の法人。	○	
	大学等	高等教育	◎科学の定義は、FMと同義(3.7)	○	
	(該当なし)	国外	◎科学では、部門としては区分していないが、上記4つの部門の資金源及び区分外R&Dの支出先として分類している点で、FMと同義(3.8) 【FM】R&D調査において「国外」として登場するのは、4つの国内部門のいずれかに分類されている統計ユニットによって行われるR&Dの資金源として、あるいはそれらの区分外R&D支出の行き先としてのみである(3.8.2)	15,16 参照	FMにおいても記載されているとおり、「国外」については、研究費の資金源(支出元)及び支出先として区分されるものであり、部門分類として設けるべき区分ではない。
2	企業部門の分類 ◇産業による分類 日本標準産業分類(JSIC)	国際標準産業分類(ISIC)(表3.1)	◎科学では、必要性、記入者負担を考慮し可能な限りFMに沿って設定。 【FM】国内の産業分類システムを使用する国は、産業分類したそのデータをISICに合わせたものに変換するため、対応表を使用すべき(3.4.2) 【科学】統計基準であるJSICを使用することが決められている。	○	

科学技術研究調査の調査事項等	フラスカチ・マニュアルの区分 ※FM: フラスカチ・マニュアル	定義等 ※FM: フラスカチ・マニュアル ※科学: 科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号	準拠状況	理由等
<p>◇機関のタイプ 分類は行っていない</p> <p>◇組織規模 従業者規模は次のとおり 1～299人 300～999人 1000～2999人 10000人以上</p>	<p>民間企業 どのグループにも属さない企業 国内グループに属する企業 外国の多国籍グループに属する企業 公営企業 どのグループにも属さない企業 国内グループに属する企業</p> <p>0人 1～9人 10～49人 50～99人 100～249人 250～499人 500～999人 1000～4999人 5000人以上</p>	<p>【FM】・国内においても世界的にも企業部門の性質は変化しているの で、民間企業及び公営企業の双方をさらに細分することが必要になって いる。 ・可能な場合、機関のタイプによる以下の分類の使用が勧められる (3.4.3)</p> <p>【FM】・従業員数あるいは、収益や他の財務項目に基づいて分類するこ とができるだろう。従業員数は曖昧さが少ない尺度であり、それゆえ好ま しい。 ・区分を減らす場合も、中小企業及び大企業に関して比較可能な統計を 作成できるように、従業員49人及び249人の区切りは維持すべきである。 また、大きな経済にとって、従業員250人以上の区分だけでは広すぎるの で、999人という区切りも維持すべきである。従業員0人という区分も、起 業者しかいない企業をカバーしており、いくつかの国では重要である。 (3.4.3.182)</p> <p>【OECDへのデータ提供上の区分】 0人 1～9人 10～49人 50～249人 250～499人 500～999人 1000人以上</p>	<p>×</p> <p>○</p>	<p>機関のタイプについてはOECDからのデータ提 供の要請がないことから、対応は見送る。</p> <p>従業員数規模については、FMでも改定時に区 分を見直していることから、調査票情報の2次 利用で対応する。</p> <p>【集計時の区分について】 FMを管理しているOECDからの提供依頼が区 分を統合しているのは、実際の必要性を踏ま えたものと理解できることから、提供上の区分 で集計を行うこととしたい。</p>
<p>3 政府部門の分類 ※公的機関に該当</p> <p>◇組織区分 ・国営 ・公営 ・特殊法人・独立行政法人</p>	<p>・中央政府 ・地区(県に相当)・州政府 ・地方自治体(市区町村に相当) ・政府によって支配され、主として資金を与えられているNPI</p>	<p>◎科学の基本定義は、FMと同義。</p> <p>【FM】政府部門の違いを明らかにすることを目的として次の分類がある (3.5.3)</p>	<p>○</p>	
<p>4 民間非営利部門の分類 ※非営利団体に該当</p> <p>◇学問区分 ・文学 ・経済学 ・社会学 ・その他の人文・社会科学 ・理学 ・工学 ・農学 ・保健 ・医・歯・薬学 ・その他 ・教育学 ・その他 ※文科省の学科系統分類に基づいて分類</p>	<p>◇ユネスコの「科学技術に関する統計の国際標準化に関する勧 告」(1978年)で示されている6つの主要科学技術分野に分類</p> <p>・自然科学 ・工学及び技術 ・医学 ・農業科学 ・社会科学 ・人文科学</p>	<p>◎科学の基本定義は、FMと同義。</p> <p>【FM】・科学技術の主要分野は明確に定められているが、各構成分野内 の分割の程度は各国に委ねられている(3.6.2) ・表3.2には、科学の主要分野とそれに含まれる下位分野の例が示され ている(3.6.2)</p>	<p>○</p>	<p>各区分については一部統合等を行っている が、2つの方法で対応している。①統合を行っ ている区分については、FMIに基づく分類と整 合がとれるよう調査時に記入要領等で配慮が なされている。 ②教育学のように日本の分類を優先している ものについては、データ提供時に、FMIに基づ く分類と統合がとれるように組み替えている。</p>

科学技術研究調査の調査事項等		フラスカチ・マニュアルの区分	定義等	準拠状況	理由等
5	<p>高等教育部門の分類</p> <p>※大学等に該当</p> <p>◇学問区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学 ・法学 ・経済学 ・その他の人文・社会科学 ・理学 ・工学 ・農学 ・保健 <ul style="list-style-type: none"> ・医・歯・薬学 ・その他 ・家政 ・教育学 ・その他 <p>※文科省の学科系統分類に基づいて分類</p> <p>◇大学等の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の学部(大学院の研究科) ・短期大学 ・高等専門学校 ・大学附置研究所 ・大学共同利用機関 ・その他 <p>※集計時において、これらを国立、公立、私立にも区分</p>	<p>※FM: フラスカチ・マニュアル</p> <p>◇民間非営利部門と同様に主要6分野の科学技術に分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然科学 ・工学及び技術 ・医学 ・農業科学 ・社会科学 ・人文科学 <p>◇主要活動タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育ユニット(学部あるいは学科) <ul style="list-style-type: none"> ・公立 ・私立 ・研究所あるいはセンター ・診療所、保健センター、あるいは大学病院 ・高等教育機関の境界線上にある他のユニットで他で分類されないもの 	<p>※FM: フラスカチ・マニュアル</p> <p>※科学: 科学技術研究調査</p> <p>※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号</p> <p>◎科学の基本定義は、FMと同義。</p> <p>【FM】・科学技術の主要分野は明確に定められているが、各構成分野内の分割の程度は各国に委ねられている(3.7.2)</p> <p>・表3.2には、科学の主要分野とそれに含まれる下位分野の例が示されている(3.7.2)</p> <p>【FM】最も適切な主要活動のタイプにより高等教育機関を分類すべき(3.7.3.288)</p> <p>【科学】・大学病院は、医師は基本的に医学部に所属している実状を踏まえ、医学部に含めているため、フラスカチ・マニュアルに合わせて大学病院を単独で分類することはできない。</p> <p>・大学附置研究所とは、国立大学については中期目標で設置されている施設をいい、公・私立では学部から独立した(法人・本部直轄)研究所、研究施設をいう。</p>	<p>○</p> <p>×</p>	<p>各区分については一部統合等を行っているが、2つの方法で対応している。①統合を行っている区分については、FMIに基づく分類と整合がとれるよう調査時に記入要領等で配慮がなされている。</p> <p>②教育学のように日本の分類を優先しているものについては、データ提供時に、FMIに基づく分類と整合がとれるように組み替えている。</p> <p>・大学の学部(又は大学院研究科)を含め、全ての種類について、集計時に国・公・私立の別に区分している。</p> <p>・診療所、保健センター、大学病院は基本的には医学部付属であると考えられることから、医学部で捉えている。</p> <p>・「研究所あるいはセンター」についてはFMの定義が不明確であり、また、「高等教育機関の境界線上にある他のユニットで他で分類されないもの」については、現時点で存在を確認していないことから、我が国の制度と異なることも踏まえるとFMの分類と全て合わせることはできない。</p> <p>したがって、FMが「最も適切なタイプによって分類すべき」としているとおおり、教育ユニットの分類だけの対応でも、FMIに準拠していると言えるのではないか。</p>
6	<p>国外</p> <p>※研究費の外部への支出先、受入先として把握</p> <p>◇部門分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国」のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業 ・他の中央政府機関 ・民間非営利 ・高等教育 ・国際機関 <p>※企業部門の資金の流れが大きい場合の分類(3.8.3.232)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内の企業 ・他の企業 	<p>◎科学では、必要性、記入者負担を考慮し可能な限りFMに沿って設定。</p> <p>【FM】・R&D調査において「国外」として登場するのは、4つの国内部門のいずれかに分類されている統計ユニットによって行われるR&Dの資金源として、あるいはそれらの区分外R&D支出の行き先としてのみである(3.8.2)</p> <p>・国内R&Dに使われている4部門に国際機関という第5の部門を加えたもの(3.8.3)</p> <p>【OECDへのデータ提供上の区分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業 <ul style="list-style-type: none"> ・他の企業 ・他の中央政府機関 ・民間非営利 ・高等教育 ・国際機関 ・その他の機関 	<p>要検討</p>	<p>他省から区分の設定について要望があるため、今後の課題として関係府省と調整しつつ検討していきたい。</p>

科学技術研究調査の調査事項等	フラスカチ・マニュアルの区分 ※FM: フラスカチ・マニュアル	定義等 ※FM: フラスカチ・マニュアル ※科学: 科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号	準拠状況	理由等
6 の 続 き	※以下のような地理的区域によって海外との資金の行き来の流れを分類することも有益(3.8.4) ・北米: カナダ、メキシコ、米国 ・欧州連合 ・他の欧州のOECD国 ・アジアのOECD国: 日本、韓国 ・オセアニアのOECD国: オーストラリア、ニュージーランド ・他の欧州の非OECD国 ・他のアジアの非OECD国 ・中南米 ・他のオセアニアの非OECD国 ・アフリカ			
7 研究(R&D)		◎科学の基本定義は、FMと同義。但し、必要性、記入者負担を考慮し以下の点が異なる。 ●科学では、高等教育部門において、教育及び訓練を含めて把握している点でFMと異なる 【FM】調査の趣旨から、R&Dは、科学技術をベースとした広範な関連活動と区別されなければならない。こうした他の活動は、情報の流れをとおして、また運営、機関、人員という面でもR&Dと非常に密接に繋がっているが、R&Dを測定する際には、それらは可能な限り除外されるべきである。 それらの活動は次の4つの表題の下で論じられる(2.2) －教育及び訓練(2.2.1) －関連する他の科学技術活動(2.2.2) －他の産業活動(2.2.3) －管理及び他の支援活動(2.2.4)	○	高等教育部門の調査対象が法人(学部等)であることから、各教員(研究者)個人の研究活動と教育を分離して把握することが困難であるため、合わせて把握している。 しかし、教員(研究者)の研究活動の割合については、文部科学省から専従換算係数(FTE係数)の提供を受け、平成15年以降、研究者数及び研究費(人件費)の専従換算値を算出している。
8 地域的分類	※決まった区分はない。	●科学では、公的機関の公営(地方公共団体)についてのみ集計時に対応している。 【FM】・R&D組織内支出の地域的分類も勧められる。 ・地域レベルは、それぞれの国のニーズに応じて決定する。連邦国では州レベルになる(6.6)	×	・OECDからデータの提供を求められていない。地域的区分は、各国によって異なることから、国際比較性は極めて低い。 ・科学技術研究調査は、法人単位の調査であり、地域別に把握するとした場合、記入者が研究費を地域ごとに区分することになり、記入者の負担が大きい。 ・地方公共団体は、他の都道府県に研究施設が存在しないことから、集計時に対応しているが、他の部門については、地域的分類に対応すると、研究費、研究者数等を都道府県別に記入することとなるため、現在より記入者負担がはるかに増すので、対応しない。
9 国内総支出(GERD) 受入研究費に相当		●科学では、集計時に対応しているが、公的一般大学資金の区分は設けていない。また、国外の区分も「外国」の1区分である。(6.7.1)	要検討	・公的一般大学資金を独立して区分することは、支出源別(受入先)の結果表の国立・公立・私立大の支出額が減り、結果表上過去との時系列比較ができなくなることから、ユーザーである関係府省と協議の上、慎重に検討したい。 ・国外の区分については、他省から要望があるため、今後の課題として関係府省と調整しつつ検討していきたい。
10 国民総支出(GNERD) 外部支出研究費に相当		●科学では、集計時に対応しているが、公的一般大学資金の区分は設けていない。また、国外の区分も「外国」の1区分である。(6.7.1)	要検討	・公的一般大学資金を独立して区分することは、支出源別(受入先)の結果表の国立・公立・私立大の支出額が減り、結果表上過去との時系列比較ができなくなることから、ユーザーである関係府省と協議の上、慎重に検討したい。 ・国外の区分については、他省から要望があるため、今後の課題として関係府省と調整しつつ検討していきたい。

科学技術研究調査の調査事項等		フラスカチ・マニュアルの区分	定義等	準拠状況	理由等
		※FM:フラスカチ・マニュアル	※FM:フラスカチ・マニュアル ※科学:科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号		
11	内部使用研究費		◎科学の基本定義はFMと同義(6.2)		
	人件費	【FM】同様に区分	●科学では、研究関係従業者数の「研究事務その他の関係者」には、庶務、経理のほか、清掃、警備など研究組織・施設を運用するために必要な関係者が含まれているため、警備や清掃スタッフの人件費も含まれているが、FMでは、警備や清掃等の間接サービスを行う人の人件費を除外すべきとしており、この点が異なる。 【FM】警備や清掃、中央の財務部及び人事部等の人員データに含まれない間接的サービスを提供する人の人件費は除外し、その他の経常コストに含めるべき(6.2.2.361)	○	FMの定義に合わせて「記入上の注意」を変更することで対応をする。
	原材料費	【FM】区分なし(「他の経常コスト」に区分)	◎科学の定義はFMと同義	○	
	有形固定資産の購入費		◎科学の定義はFMと同義	○	
	土地・建物など	【FM】同様に区分	◎科学の定義はFMと同義	○	
	機械・器具・装置など	【FM】「計器及び装置」として区分	◎科学の定義はFMと同義	○	
	リース料	【FM】区分なし(その他の経常コストに区分)	◎科学の定義はFMと同義	○	
	その他の経費	【FM】「その他の経常コスト」として区分	●科学の定義は、研究施設の賃借料と消費税(付加価値税)の取扱いについて、FMと異なる。 ◇研究施設の賃借料 【FM】公的機関(大学等を含む)の研究施設は、無料で研究機関が利用することができ、研究機関の帳簿上に計上されない場合もある。R&Dの現実的なコストを入手するために、R&Dに関連する全ての手数料/賃借料などは支出データに含めるべきである(6.2.2.366) 【科学】研究施設利用が無償の場合の利用料等に関する記入上の特段の記載はない。 ◇消費税の扱い 【FM】R&D支出のデータは、供給者ベースでも資金源ベースでも要素費用表示にすべきである。このことは、付加価値税(VAT)や類似の税金をR&D、特に政府から資金の出ているR&Dコスト測定から除外すべきだということの意味する(6.2.2.371) 【科学】全部門について、消費税込みの金額で報告。	×	◇研究施設の賃借料 FMでは施設の賃借料が無償の場合でも相当する賃借料を記入するが、記入者の負担となるため、対応しない。 ◇消費税の扱い ・経理項目を調査する他の統計が消費税込みであること。 ・小規模企業は税込み会計であるため、分離が難しいこと。 以上のことから、現行どおり税込みとする。 ・その他経費に、経常的支出と資本的支出が混在しているため、分離できない。
12	性格別研究費		◎科学の基本定義はFMと同義(4.2.2)		
	基礎研究費 応用研究 開発研究 ※開発研究は、FMの「試験的研究」に対応する。	【FM】同様に区分 基礎研究 応用研究 試験的開発	●科学では、各性格別の研究費の範囲に違いがある。 【FM】研究費のうち、資本的支出(固定資産)を除いた経常支出のみを対象(4.2.1) 【科学】・経常支出と資本的支出の別なくすべての研究費を対象。 ・「開発研究」の呼称については、性格別研究費設定当時から使用してきた呼称であり、調査客体にも馴染みのある呼称であることから、現行どおりとする。	×	・研究費総額のうち、性格別に、また製品・サービス分野別に研究費が投入されているか等の観点で分析するには、資本的支出も含めた研究費が必要。 ・資本的支出を除くためには、「性格別研究費」及び「製品・サービス分野別研究費」の回答欄に、内数として、経常支出又は資本的支出の回答欄を設けるが必要になるが、調査票のスペースの関係から対応は不可。 ・特に、製品・サービス分野別研究費については、各分野ごとに資本的支出を除くことは、記入者の負担が大きい。 ・以上の理由から、現行通りとする。
13	製品・サービス分野別研究費		◎科学の基本定義はFMと同じ。 ●科学では、各分野別の研究費の範囲に違いがある。 【FM】現時点では、国際比較に関しては経常組織内支出のみを考慮することが勧められる。それというのも、かなりの数の加盟国が資本的支出を含めることはできないが、その一方で全体として、資本的支出とは独立した形で、国際比較のために経常支出を報告することはできるからである(4.3.1) 【科学】資本的支出を含むすべての支出額(研究費)を分類している	×	※性格別研究費と同じ

科学技術研究調査の調査事項等	フラスカチ・マニュアルの区分 ※FM:フラスカチ・マニュアル	定義等 ※FM:フラスカチ・マニュアル ※科学:科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号	準拠状況	理由等
14 社会経済目的	1. 地球の探査及び開発 2. インフラストラクチャーと土地利用の基本計画 3. 環境の管理と保護 4. 人の健康の保護と増進 5. エネルギーの生産・供給・合理的利用 6. 農業生産・技術 7. 工業生産・技術 8. 社会的構造・関係 9. 宇宙の探査・開発 10. 一般大学資金からの資金供給による研究 11. 方向づけられていない研究 12. 他の民用研究 13. 防衛	●科学では、非営利団体・公的機関についてのみ、集計で対応している。 非営利団体・公的機関のみ集計で対応しているのは、当該団体・機関の主たる研究内容から区分の分類が可能であるため。 【FM】社会経済目的は、政府部門及び民間非営利部門において勧められる。	○	
15 受入研究費・内訳:受入額、うち内部使用研究費 国・地方公共団体 国 地方公共団体 国・公立大学 国・公営の研究機関 その他 特殊法人・独立行政法人 研究所等 公庫等 その他 会社 私立大学 非営利団体 外国	【FM】可能な限り、R&D調査では以下の資金源を識別し、特定すべきである 企業部門 自己の企業 同じグループの他の企業 他の企業 政府部門 中央政府あるいは連邦政府(公的一般大学資金を除く) 地方政府あるいは州政府(公的一般大学資金を除く) 公的一般大学資金 民間非営利部門 高等教育機関 国外 企業 同じグループ内の企業 他の企業 他の国の政府 民間非営利機関 高等教育機関 EU 国際機関	◎科学の基本定義はFMと同義(6.4) ●科学では、FMが資金源として中央政府と地方政府との区別を勧めている「公的一般大学資金」は区別していない(6.4.412) 【FM】 「公的一般大学資金(GUF)」とは ・中央政府、地方政府から高等教育機関に対して、研究教育活動全体(授業、研究開発、運営、健康管理等)を支援する目的で支払われる援助金。 ・国際比較の観点からは、GUFは可能な限り単独で報告されるべき。出来ない場合は、「公的部門の資金」に含め、高等教育機関の自己資金や他の高等教育の資金に含めるべきではない。 【科学】 日本では、国立大学に支払われる運営費交付金や施設整備費補助金が該当。 これら、国立大学の運営費交付金は、自己資金として扱っている。 ●科学では、「外国」の詳細な区分を設けていない。 【OECDへのデータの提供区分】(「6. 国外」と同じ) ・企業 ・グループ内の企業 ・他の企業 ・他の中央政府機関 ・民間非営利 ・高等教育 ・国際機関 ・その他の機関	要検討	・公的一般大学資金については、公・私立大学での公的大学一般資金の有無や規模、記入者が調査時に負担なく回答が可能か等の実態を把握する必要があり、短期間では、把握し判断できない。 ・公的一般大学資金をFMに合わせた場合、支出源別(支出元)研究費について、国・公立大学の自己資金からの支出額が大幅に減ることになり、結果表上時系列比較ができなくなる。 以上のことから、ユーザーである関係府省と協議の上、慎重に検討したい。 ・外国の区分については、他省から区分の設定について要望があるため、関係府省と調整しつつ検討していきたい。
16 外部支出研究費・内訳:支出額、うち自己資金 国・地方公共団体 国 地方公共団体 国・公立大学 国・公営の研究機関 その他 特殊法人・独立行政法人 研究所等 公庫等 その他 会社 私立大学 非営利団体 外国	【FM】区分外R&Dの分類に関して、以下の分類カテゴリーが勧められる 企業部門 同じグループの他の企業 他の企業 政府部門 民間非営利部門 高等教育機関 国外 企業 同じグループ内の企業 他の企業 他の国の政府 民間非営利機関 高等教育機関 国際機関	◎科学の基本定義はFMと同義(6.3) ●科学では、FMが「国際的な資金の流れ」を分析するために勧めている「国外」の詳細な区分には、対応していない(6.3.3.407) ●科学の非営利団体・公的機関については、研究を主としている団体・組織のみを調査対象としているため、研究を主としていない団体・組織の外部支出研究費が把握されていない。 【OECDへのデータの提供区分】(「6. 国外」と同じ) ・企業 ・グループ内の企業 ・他の企業 ・他の中央政府機関 ・民間非営利 ・高等教育 ・国際機関 ・その他の機関	要検討	国外の区分については、他省から区分の設定について要望があるため、関係府省と調整しつつ検討していきたい。

科学技術研究調査の調査事項等		フラスカチ・マニュアルの区分	定義等	準拠状況	理由等
		※FM: フラスカチ・マニュアル	※FM: フラスカチ・マニュアル ※科学: 科学技術研究調査 ※()内の番号は、フラスカチ・マニュアルの項目番号		
17	研究関係従業者数 【企業等、非営利団体・公的機関】 研究者 主に研究に従事する者 研究を兼務する者 研究補助者 技能者 研究事務その他の関係者 【大学等】 研究者 本務者 教員 大学院博士課程の在籍者 医局者・その他の研究員 兼務者(学外からの研究者) 研究補助者 技能者 研究事務その他の関係者	【FM】基本的に同様に区分 研究者 技術者及び同等スタッフ 他の支援スタッフ	◎科学の基本定義はFMと同義 ・FMでは「技術者および同等スタッフ」としているが、を科学では「研究補助者」と「技能者」に分けて区分 ●科学では、研究関係従業者数の「研究事務その他の関係者」には、庶務、経理のほか、清掃、警備など研究組織・施設を運用するために必要な関係者が含まれているため、警備や清掃スタッフの人数も含まれているが、FMでは、警備や清掃等の間接サービスを行う人の人件費を除外すべきとしており、この点が異なる。 ●【FM】性別、年齢についてデータを収集することが勧められる。(347) 【科学】性別について女性の人数は調査しているが、年齢は調査していない。	○ × (年齢)	FMの定義に合わせて「記入上の注意」を変更することで対応をする。 ・OECDからデータの提供を求められてはいるが、OECDのデータベースには結果表が存在しない。また、各国の状況についても、OECDのデータベースからは年齢について回答していると明確に示されている国はなかった。(※アメリカ、オーストラリアは年齢について捉えていない。) ・個々の研究者の年齢を記入するのは、記入者の負担が大きい。
	FTE換算について ・「企業等」及び「非営利団体・公的機関」については、調査段階で按分値(専従換算値)を調査。 ・「大学等」については、「教員」、「大学院博士課程の在籍者」、「医局者・その他の研究員」を頭数で調査し、事後的に、文部科学省作成の専従換算係数を用いて専従換算値を算出。		◎科学の定義はFMと同じ 【FM】R&Dに従事する人の数は、R&D活動専従換算でも表さなければならない(332)	○	
18	研究者の専門別内訳 【企業等】 自然科学部門 理学 工学 農学 保健 人文・社会科学部門 【非営利団体・公的機関、大学等】 人文・社会科学部門 人文科学 社会科学 自然科学部門 理学 工学 農学 保健 その他の部門 ※区分の詳細な内容については別紙1を参照。	自然科学 工学及び技術 医学 農業科学 社会科学 人文科学 ※上記6つの分野の詳細な例示については、別紙2を参照。	◎科学の基本定義はFMと同義。分野内部の例示についても基本的に同じ。 【FM】残念ながら、最新で詳細なR&D活動の機能的分類に適した科学技術分野の標準国際分類は存在しない。したがって、主要な6つの科学技術分野を機能的な科学分野分類システムとして採用することが勧められる。(4.4.2、表3.2) 【科学】・文部科学省の学科系統分類表を基に、FMの分類を踏まえつつ、研究関係従業者数のうち研究者(大学等の場合は、研究本務者)を現在の研究(業務)内容によって、専門的知識別に分類。 ・区分の設定(統合等)は、当該区分の研究活動状況や関係府省の要望を踏まえ、行っている。 ・各区分については一部統合等を行っているが、2つの方法で対応している。①統合を行っている区分については、FMIに基づく分類と整合がとれるよう調査時に記入要領等で配慮がなされている。 ②教育学のように日本の分類を優先しているものについては、データ提供時に、FMIに基づく分類と整合がとれるように組み替えている。 ・日本の「理学」はFMの「自然科学」に対応している。名称の相違は、 ・我が国では「理学」の方が一般的であり、わかりやすいこと。 ・自然科学は、一つ上の大きな分類で、概念的にも広い「自然科学部門」という表記を使っているため、紛らわしいためである	△ (企業)	<参考> ・心理学の分類についてOECDに照会したところ、 ・心理学が特に社会学に特化したものとの見解はない ・心理学は社会科学に分類することを標準としているものの、国によっては社会科学以外に分類している例があることも示している以上ことから、FMのいう心理学は特に社会科学以外の分野もふくまれていること、また、社会科学以外に分類することもあることと理解できる。 ・国立大学で心理学の設置状況を調べたところ、教育系に設置されている場合が多いことが判明したことから、当初案どおり、「その他の部門」に分類することとする。 ・なお、人文科学、社会科学、保健の各部門について、記入上の注意に、心理学関係はその他の部門の心理学に記入するよう説明文を追加する。 ・企業は人文社会科学の研究者割合が極めて低く(1.4%)、少ないため、「-」又は「0」が多くなるおそれがあることからこれらの部門を統合している。